

多子世帯の子育てを応援します！

～新たに認可外保育施設の保育料について多子軽減の補助制度を創設します～

令和6年(2024年)3月29日(金)

箕面市では、多子世帯の子育て応援として、利用する施設の種別に関わらず、多子世帯の保育料にかかる経済的負担を軽減するため、第2子以降を認可外保育施設に預ける保護者に対し、多子軽減分を補助する新たな補助制度を創設します。

認可保育園の保育料は、保護者の所得に応じて市が決定し、きょうだいを利用する場合は、国の多子軽減制度により、第2子は半額、第3子以降は無料でしたが、認可外保育施設では当該軽減制度が適用されず、全額負担が生じていました。







令和6年4月からはこれまで第2子以降でも施設の定める保育料の全額負担を要していた認可外保育施設において、新たに第2子以降の保育料を補助する多子軽減制度を市において創設し、利用する施設種別により生じていた保護者負担の差の解消を図ります。

1. 補助制度の概要

箕面市では、令和6年4月から、保護者の就労により、0～2歳児が認可外保育施設を利用した場合の保育料を、認可保育園と同等の多子軽減を実施するための補助金を交付します。補助額は、認可外保育施設の保育料に対して、月額42,000円(国の保育料無償化制度の基準額)を上限とし、第2子はその半額、第3子は全額を補助します。

(非課税世帯は、国制度で無償化対象として月額最大42,000円を補助しているため対象外)

【認可外保育施設の保育料】

	市民税	きょうだい	(例)3人きょうだいの場合		
			第2子以降：0～2歳	第1子：5歳まで	
現行	課税	数えない	 3人目 (全額負担)	 2人目 (全額負担)	 1人目
改正後	課税	数える	 3人目 (最大42,000円補助)	 2人目 (最大21,000円補助)	 1人目

2. 多子世帯の保育料軽減のこれまでの取り組み

- ・国の多子軽減制度は、認可外保育施設に通うきょうだいを対象外としています。
- ・箕面市では令和5年4月から、(別紙)参考資料のとおり、市独自の対策として、第1子の通園先を問わず、第2子以降の認可外保育施設の保育料を軽減しています。

問い合わせ先
子ども未来創造局 保育幼稚園利用室
TEL 072-724-6737(直通)